

つい先日まで「暑いね～」と言っていたのに、いつの間にか朝晩冷え込む日が多くなり、街路樹も赤や黄色に色づき始めました。温かいものが恋しくなる季節の到来です。



■株式会社防災センターに対する第1回期日が終了しました

当団体が防災センターに対し提訴していた不当条項使用等差止請求事件の裁判の第1回目が、10月9日（火）、仙台地方裁判所308号法廷で開催されました。

相手方からは、次回以降に具体的な反論を主張したいとの書面が到着しましたので、次回以降に具体的な反論がなされると思われま

す。また、裁判所から、当団体の訴えに対しても数点の確認がなされました。次回期日まで、当方も主張を補充することを検討しています。

次回期日は、12月11日（火）10時から同法廷にて開かれます。

■講演会「最近の利殖商法被害の現状と課題」を開催しました

10月19日（金）、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、東京弁護士会所属荒井哲朗弁護士をお招きし、講演会「最近の利殖商法被害の現状と課題」を開催しました。今回は初めて平日18時からの開催でしたが、当団体の会員を中心に弁護士、消費生活相談員、学識者、一般消費者など37名が参加しました。

講師の荒井弁護士はこれまで多数の投資被害事件を手がけられた投資被害のスペシャリストで、講演の中でもこれまでに関わられた事件の経験を多数紹介いただきました。

講演冒頭では利殖商法のこれまでの歴史や系譜についての説明があり、先物取引に類するもの、ヤミ金に類するものいわゆる情報商材に関わるものが加わって短期的な詐欺商法化してきた流れや、先物取引に類するものがコンテナ、ヘリコプター、カラオケ著作権など時期ごとに新たなテーマに結びついて多様化してきた経緯などについてお話いただきました。

次に荒井弁護士がこれまで手がけられてきた事件の中から、困難ながら工夫を凝らして成功を収められた事例を多数紹介頂きました。高齢の相談者との関わり方や悪質事業者への対応、裁判官・執行官との関係などに関して多様な事例をお話いただき、一般参加者のみならず、参加した弁護士にとっても示唆に富んだ内容でした。

最近のFX取引や仮想通貨についても話が及び、FX取引の提示レートが不透明であるという問題点や仮想通貨がマルチ的な商法の中で契約としてもっともらしく見える新規性を狙って利用

されることについての話がありました。

悪質事業者を追求することへの荒井弁護士の熱意があふれるお話をいただき、内容のみならず対応の姿勢も含めて今後のネットとうほくの活動に大きな糧となる講演となりました。



講師 荒井哲朗弁護士



■2018 年度第 3 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

9 月 10 日 (月) 18 : 30 から、仙台弁護士会館において、2018 年度第 3 回目となる消ラボを開催し、29 名が参加しました。今回は、ネットとうほく会員の栗原由紀子尚絅学院大学教授が「デート商法と 2018 年度改正消費者契約法 4 条 3 項 4 号」というテーマで講義を行いました。

デート商法とは、取引目的を隠し、SNS や路上で声をかけるなどして異性に接近し、相手に好意を抱かせ、その好意につけ込んで取引をさせる悪質商法です。

まず、このデート商法について、従前の裁判例に関する解説がなされました。公序良俗違反による契約の無効や、不法行為を認めた損害賠償等が認められることが多いものの、慰謝料の請求については、経済的な損失が填補されれば、そのような勧誘に慰謝料までは認められないと判断される事例が多いとのことでした。

そして、今般、消費者契約法が改正され、このようなデート商法の手口によって勧誘されて締結した契約を取り消すことができるようになるので、当該条文についての解説がなされました。

しかし、「社会生活上の経験が乏しいこと」といった抽象的な要件はどのように判断されるのか、「関係が破綻することになる旨を告げる」という行為が、どの程度の行為を求められるのかなど、問題点も挙げられました。特に、中高年のデート商法による被害も少なくない状況の中で、当該規定が適用できるのかどうか、適用が見守られなければならないなどの指摘もありました。

意見交換では、「消費生活相談員にとって、消費者契約法は立証の問題等から利用しづらいため、特定商取引法のアポイントメントセールスに該当するかどうかを検討してしまう。消費者契約法がもう少し使いやすくなって欲しい」といった実務的な意見等が出されました。

次回の消ラボは、11 月 12 日 (月) 18 : 30 から仙台弁護士会館において、「仮想通貨について」をテーマに開催します。講師は、山形大学の小笠原奈菜准教授です。



講師 栗原由紀子教授

■消費者庁に対して意見書を提出しました

消費者庁は、8 月 16 日に、消費者契約法施行規則、ガイドラインの改正・改訂に関する意見募集(パブリックコメント募集)の実施を公表しました。これに対して、ネットとうほくは、9 月 14 日に、以下のような意見を提出しました。

(1) 特定の事業者に過度に依存することを制限する規定案について

特定の事業者から労務の提供を受けている場合の報告や、適格消費者団体の事務所設置場所等が事業者と混同されることがないように求める規定等については、このような規定を設けることの必要性に疑問があることから、文言の削除を求めるとともに、仮にそのような規定を設けるとしても、「その者の活動内容などを考慮して、客観的に差し止め請求の対象とならない者は除く」との文言を加えるよう求めました。

(2) 複数代表制の創設案について

代表者や職員が、「差止請求等相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行えない場合に複数代表制を採用すべきとの趣旨には異論はないものの、総会において定款変更等の手続きをとる必要性を考慮し、その施行時期を 1 年後とすべきであるとの意見を述べました。

(3) ガイドライン改訂案のうち行政処分を受けた事業者の役員 の 辞任について

行政処分を受けた事業者の役員が適格団体等の理事を辞任すべきことは、努力事項にとどめ、業務改善命令の対象とすべきではないとの意見を述べました。

パブリックコメントについては、各地の団体等から、上記のような消極・慎重意見が相次いで出されました。意見募集を締め切った後、消費者庁は、10月15日に予定されていた施行を延期したとのことです。

問題の多い規則等の改正はひとまず回避することができましたが、改正の動きがなくなったわけではないので、今後の動向も注視していきたいと思えます。

■適格消費者団体連絡協議会が開催されました

9月8日(土)・9日(日)の両日、国民生活センター東京事務所において、平成30年秋の適格消費者団体連絡協議会が開催され、ネットとうほくからは小野寺友宏理事、野崎和夫理事の2名が参加しました。

この連絡協議会は、全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体や適格消費者団体をめざす団体が一堂に会し、年2回開催されています。

8日の全体会では、消費者庁消費者制度課廣瀬課長の主催者あいさつの後、「適格消費者団体飛躍への期待」と題して、内閣府消費者委員会前事務局長の黒木理恵弁護士による講演が行われました。続いて、特別報告として佐賀大教授・佐賀フォーラム岩本論理事長から「適格消費者団体の設立がもたらす自治体消費者行政に対する影響」についての論文が紹介されました。

消費者庁からは、消費者契約法の平成30年度改正の説明と適格消費者団体のガイドライン変更に関する意見募集(パブリックコメント募集)について説明がありました。「過度に特定の事業者依存しない」組織運営を目指すという趣旨によるものですが、事務所の設置要件の変更、提供人件費の報告、役員解任命令等が予定されており、今後の各団体の運営にも大きな影響が予想されることから、各団体でパブリックコメントに対して意見を提出することになりました。

各適格消費者団体からは、現在進行中の15の差止め請求訴訟の進行状況等について、報告がありました。ネットとうほくからは、7月26日に仙台地裁に提訴した防災センターの差止め請求訴訟についての報告をしました。

2日目の9日は、適格消費者団体をめざす団体の分科会と特定適格消費者団体をめざす団体の分科会が開催され、特定適格をめざす団体の分科会に参加しました。3つの特定適格団体から被害回復に向けた取り組みの活動報告があり、共通義務確認訴訟の提起に至らない要因の分析と2019年の制度見直しへの対応について、意見交換を行いました。

その後の事務局会議では、①申入れ及び問合せの取り扱いならびに消契法23条4項掲示板への報告の各団体の運用状況、②適格消費者団体の財政基盤調査、③適格消費者団体全体のプレゼンスを向上させる共同の取組み、④次回協議会への要望等について、報告及び意見交換を行いました。

参加してみたの感想としては、消費者庁が検討しているガイドライン案について、パブコメの募集期限前のタイミングで意見交換を行うことができたのは非常に有意義でした。また、差止請求訴訟に関しては、他団体において社会的に意味のある取組みが生まれていることを改めて認識することができました。

次回連絡協議会は、2019年3月2日(土)、3日(日)に、広島で開催される予定です。

☆「2019年版くらしの豆知識」をお届けします☆

ネットとうほくでは、毎年「くらしの豆知識」を購入し、日頃から当団体を支えて頂いている会員の皆さまにお届けしています。

あなたの身近な知識の源としてお役立て下さい。



会員の活動紹介～消費者法研究会～

ネットとうほくの会員の皆さんは、様々な活動をされています。今回は、そんな活動をちょっと覗いてみましょう。

河上正二氏（ネットとうほく理事・青山学院大学教授）が主催する消費者法研究会が、2018年4月よりはじまり、ネットとうほくからも多数の理事・検討委員会委員が参加しています。開催は、原則毎月末の金曜18時-20時。これまでの報告では、ネット取引決済手段でエスクローを扱う事業者は、責任を加重されるべきではないかとか、ジャパンライフのような事業者は現行法下でも参入規制を厳しくする方法が取れるはずではないかなど、一線で活躍される方々による示唆に富んだ意見交換が行われ、予定時間はすぐ過ぎます。熱い皆さんは、そのまま延長戦(?)の懇親会でも白熱。私たちも充実しつつも楽しく学んでいます。（中里 真）

■リレーエッセイ

8回目を迎えたリレーエッセイ。今回は理事で検討委員の岩井幸子さんです。

最近大変ショッキングな新聞記事を目にし、出口の見つからない迷路に迷い込んでしまったような思いをしました。

それは、「13か国水道水に微小プラ」というタイトルです。そして、欧米やアジア産の食塩、米国産のビールにも「マイクロプラスチック」が含まれていた、ほとんどは繊維状で繊維製品由来とみられる、という内容でした。日本の水道水は調査していないということですが、とても不安になる内容です。

また、汚染がどう広がったかは明確ではないが、繊維状のものは化学繊維製の衣服から洗濯などを通じて大気中に飛散した可能性も指摘されている、ということで、息を止めてしまいそうになりました。

また、つい最近別の紙面では、ウィーン医科大学で人間の便を調査したところ、全員からマイクロプラスチックが検出された、との報道もありました。

「使い捨てプラスチック排出量を2030年までに25%削減する」「レジ袋の有料化」等の動きもありますが、その程度のことで間に合うのだろうか、いつの間にか目に見えないところにまで影響が迫ってきているのではないかと思います。

地球から産出された石油から造られ、生活のためのあらゆる製品に利用されていますが、地球に戻ることができず地球自体を窒息させてしまうのではないかと、恐怖さえ覚えました。

プラスチック製品の代表格「ペットボトル」は、わが国では1982年飲料用として認められ、1997年「容器包装リサイクル法」が施行（全面施行は2000年）と同時期、小型ペットボトルの製造が開始されました。

手軽で便利、ということと「容器包装リサイクル法」により「再商品化義務対象」という免罪符のもと市中にあふれてしまいました。

回収率には限界があり、もう根本（原材料）から考え直さなければならないのではないかと感じます。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp